

「会社法施行規則等の一部を改正する省令案」 に関する意見募集の結果について

第1 意見数・・・15通

第2 意見の取りまとめの方法

この取りまとめにおいては、意見募集に付した改正案（以下「原案」という。）に単に賛成する旨の意見、意見募集対象外の事項に関する意見を除く意見について取り上げている。

第3 意見の概要及び意見に対する当省の考え方

1 電子提供措置事項記載書面の記載事項に関する改正関係

- ① 原案は、デジタルデバインドの株主のために書面交付請求制度が設けられた趣旨に反するものであり、反対である。

（当省の考え方）

原案は、書面交付請求制度の趣旨が実質的に没却されないよう、株主総会の決議の正当性を担保するという観点から、（ア）株主総会における株主の判断の前提となる株主総会決議事項に関連する情報は、典型的にみて重要性が高い情報として電子提供制度における書面交付請求をした株主に交付する書面（以下「電子提供措置事項記載書面」という）においても記載される必要があるとしつつも、（イ）これまでの長期にわたる実務の積み重ねを尊重し、少なくとも平時のウェブ開示によるみなし提供制度や特例措置のウェブ開示によるみなし提供制度において書面への記載の省略が認められてきた事項については、これまで株主側に大きな不都合は生じてきていないと考えられることも踏まえ、典型的に見て必ずしも株主にとって重要性が高くないものとして、電子提供措置事項記載書面においても記載することを要しない事項として整理するものである。

したがって、原案は相当であると考えます。

なお、原案による電子提供措置事項記載書面の記載事項の見直しは、株主に対する情報提供の在り方の一部について、法律による規制ではなく、各社の合理的な裁量に委ねようとするものであり、株主に対する適切な情報提供を前提とする株主との対話の重要性をいささかも否定するものではない。今後は、各社の実情に応じた株主に対する情報提供の在り方が問われることとなり、関係各位の合理的な裁量の範囲内で、インターネットを利用することが困難な株主への配慮やサポートの工夫がされることが期待される。

- ② 原案の内容については、賛成する。ただし、電子提供措置事項記載書面の記載事項については、各社が、株主との関係や株主の属性等を考慮の上、株主の議決権行使のための情報提供という観点からどのような内容とするのが最も適切であるかを判断して定めるべきものであり、その判断は、株主との対話の重要性を十分に踏まえて行われる必要がある。このような観点からは、各社が、法令上許容される事項の全てを一律に電子提供措置事項記載書面に記載しないといった運用がされないよう、法務省として、原案による電子提供措置事項記載書面の記載事項の見直しは、あくまで株主に対する情報提供の在り方の一部について、法律による規制ではなく各社の合理的な裁量に委ねようとするものであり、株主に対する適切な情報提供を前提とする株主との対話の重要性はいささかも否定されるものではないこと、したがって、今後は各社の実情等に応じた株主に対する情報提供の在り方が問われることとなり、その合理的な裁量の範囲内で、インターネットを利用することが困難な株主への配慮やサポートの工夫がなされることが期待されることについても十分な周知を図るべきである。

(当省の考え方)

御理解のとおりであり、原案による電子提供措置事項記載書面の記載事項の見直しの趣旨の周知に努めてまいりたい。

- ③ 書面交付請求があった場合の監査報告及び会計監査報告の扱いについて、次の（ア）～（ウ）の理解でよいか、明らかにされたい。

(ア) 事業報告に係る監査報告について

(改正後の) 会社法施行規則第95条の4第1項第2号柱書に規定する「法第437条に規定する事業報告」には、監査報告が含まれるので、事業報告に係る監査報告については、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない。

(イ) 計算書類に係る監査報告及び会計監査報告について

(改正後の) 会社法施行規則第95条の4第1項第3号に規定する「法第437条に規定する計算書類」には、監査報告及び会計監査報告が含まれるので、計算書類に係る監査報告及び会計監査報告については、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない。

(ウ) 連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告について

連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告については、そもそも、会社法第325条の5第1項に規定する「電子提供措置事項」（会社法第325条の3第1項各号に掲げる事項）に該当しない。したがって、（会

社計算規則第134条第3項の規定に基づき、連結計算書類に係る監査報告又は会計監査報告について電子提供措置をとる場合であっても) 連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告については、電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない。

(当省の考え方)

(ア) については、御理解のとおりである。

なお、原案は、書面交付請求制度の趣旨が実質的に没却されないよう、株主総会の決議の正当性を担保するという観点から、電子提供措置事項記載書面において記載することを要しない事項を整理するものであるところ、事業報告に係る監査報告についても事業報告と同様に取り扱うのが相当であるとの考え方に基づくものであった。この考え方によれば、事業報告に係る監査報告に表示すべき事項についても、電子提供措置事項記載書面において記載することを要しないものとするだけでなく、電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合には電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項から除外されるものとするのが相当であると考えられる。そこで、その趣旨を明らかにするために、会社法施行規則第95条の4第2号柱書の「事業報告」の定義を原案から修正して改正することとした(これにより、会社法施行規則第95条の4第2号ロの事業報告に事業報告に係る監査報告が含まれることになる。)。また、同様の趣旨で、原案に追加して会社法施行規則第133条第3項第2号についても改正することとしている。

(イ) 及び (ウ) についても、御理解のとおりである。

- ④ ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置を利用する場合には「株主の利益を特に害することがないよう特に配慮しなければならない」と規定されているのに対し、電子提供制度に関する改正規定においては特に規定されておらず、株主に対する対応として整合性がとれていない。電子提供制度を利用する場合においても時限的に同様の規定を設けるか、ウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置から当該規定を削除するか、原案のうち電子提供制度に係る部分についても令和5年3月1日から施行とすべきである。

(当省の考え方)

原案による電子提供措置事項記載書面の記載事項の見直しは、株主に対する適切な情報提供が重要であることを前提とした上で、各社が置かれた個別的な事情を踏まえた各社の合理的な裁量の範囲内でどのように株主

の利益に配慮するかを含め工夫がされることを想定して、株主に対する情報提供の在り方の一部について、法律による規制ではなく、各社の合理的な裁量に委ねようとするものである。そのような観点から、会社法施行規則第133条の2第4項及び会社計算規則第133条の2第4項に相当する規定を設けなかったものである。

なお、会社法施行規則第133条の2第4項及び会社計算規則第133条の2第4項の規定は、令和5年2月28日までの特例措置として定められたものであることを踏まえると、それまでの間その規定の内容を維持するのが相当であるし、電子提供制度については、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）第10条第3項により令和5年3月以降の株主総会において利用されることが主に想定されること、各社の合理的な裁量の範囲内で工夫がされることが想定されていることを踏まえると、御指摘のような措置を講ずる必要はないと考える。

したがって、原案は相当であると考えます。

- ⑤ 原案のうち電子提供制度に係る部分については公布日から施行とあるが、原案による改正前の省令が実質的に適用される前に改正がなされることは疑問である。原案のうち電子提供制度に係る部分については、初回の各社の電子提供制度の状況が分からない中で安易に適用すべきではなく、書面交付請求の請求数やデジタルデバイド株主の様子を見てから適用すべきである。

(当省の考え方)

原案による電子提供措置事項記載書面の記載事項の見直しは、コロナ禍を契機として顕在化した感染症をめぐる将来の見通しの不確実さやデジタル化の進展に伴う社会情勢の変化に対応する必要があるとともに、コロナ禍を契機として導入されたウェブ開示によるみなし提供制度の特例措置が、一定程度の実務の積み重ねがあり、その利用によって株主側に大きな不都合が生じたとの指摘もなかったことも踏まえて行おうとするものである。

以上を踏まえて、原案は、電子提供措置事項記載書面の記載事項に関する改正規定を公布日に施行することとしているものであり、相当であると考えます。

2 ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正関係

- ① ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正規定は、何月決算の会社

から適用がされるのか。令和5年2月末までに招集通知を掲載及び発送する3月総会の会社も当該改正規定の適用対象となるのか、明らかにされたい。

(当省の考え方)

ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正規定（本省令による改正後の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条）は、令和5年3月1日から施行することとしている（本省令附則ただし書）。したがって、例えば、12月決算（3月総会）の会社であっても、令和5年2月28日までに本省令による改正前の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条の措置又は会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2の措置を開始した場合には、本省令による改正前の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条又は会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2が適用されることとなる。

- ② 会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省例第45号）附則第2条ただし書が削除され、会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2の規定は、令和5年2月28日をもって失効する。他方で、本省令による改正後の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条の規定の施行日は令和5年3月1日とされている。この点、令和5年2月28日までに既に定時株主総会の招集手続が開始されていた場合であっても、令和5年3月1日の時点で、定時株主総会に係る招集通知が発出されていなければ、会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2によらず、本省令による改正後の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条に基づきウェブ開示を行うことが可能（例えば、計算書類のウェブ開示を行うに当たって、会社計算規則第133条の2第1項第2号から第6号までの要件を満たす必要はなく、また、事業報告については、補償契約及び役員等賠償責任保険契約に関する事項についてもウェブ開示が可能になる。）との理解でよいか、明らかにされたい。

また、令和5年3月1日の時点で、既に会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2に基づき、ウェブ開示が開始されていた場合（定時株主総会は終了していたが、定時株主総会の日から3か月が経過していなかった場合を含む）、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（令和3年法務省例第45号）附則第2条ただし書のような規定がなくても、会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第1

33条の2に基づくみなし提供の効力が失われることはないとの理解でよいか（また、そのような理解でよい場合、その根拠は何か。）、明らかにされたい。

(当省の考え方)

前段及び後段のいずれについても御理解のとおりである。

定時株主総会の招集手続を開始した日（すなわち、取締役会で定時株主総会の招集を決議した日）が令和5年2月28日よりも前であっても、令和5年3月1日以降に招集通知を发出する（すなわち、本省令による改正後の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条の措置を開始する）場合には、本省令による改正後の会社法施行規則第133条及び会社計算規則第133条が適用される。

また、令和5年2月28日までに会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2の措置を開始している場合には、会社法施行規則第133条の2及び会社計算規則第133条の2が適用され、定時株主総会の日から3か月が経過する日が令和5年2月28日よりも後の日である場合であっても、当該措置が継続する限り、これらに規定に基づき、株主に対して提供したものとみなされるものと解される。

3 その他

- ① 今回の改正には直接関係しないが、会社計算規則第134条第7項の「第四項の規定により」は、「第五項の規定により」と改正すべきであると思われる。

(当省の考え方)

御指摘を踏まえて、会社計算規則第134条第7項を改正することとした。

以 上